

宇治市要保護児童対策地域協議会 令和6年度第1回代表者会議 議事要旨

<日 時> 令和6年8月20日(火) 14:30~16:30

<場 所> 宇治市産業会館 1階多目的ホール

<出席者> (委員:18人出席/24人中)

久世谷会長、奥西副会長、水嶋委員、石原委員、小原委員、山花委員、熊谷委員
葭村委員、岩崎委員、清水委員、武村委員、鎌田委員、迫委員、笹井委員、迫間委員
駕海委員、堀江委員、栗田委員

(事務局)

福祉子ども部 波戸瀬福祉子ども部長、永池子ども福祉課長、
山田子ども福祉課副課長、安留子ども福祉課主幹、
久保子ども福祉課子育て企画係長

(傍聴者) 1人

<会議内容>

1 開会

- ・「宇治市要保護児童対策地域協議会の会議の公開に関する要項」に基づいて、公開で会議を進めていくことを確認。

2 委嘱状交付

- ・波戸瀬福祉子ども部長より委嘱状交付。

3 部長挨拶

- ・波戸瀬福祉子ども部長より挨拶。

4 委員紹介

- ・事務局より、配付資料確認。
- ・事務局より、委員紹介、欠席委員報告、席次をもって事務局紹介とする旨を説明。

5 会長・副会長選任

- ・会長に久世谷委員、副会長に奥西委員が選出され、承認される。
- ・続いて、久世谷会長、奥西副会長より挨拶。

6 議題

1) 会議の公開の取扱いについて

- ・資料1「協議会関係資料」のうち、「宇治市要保護児童対策地域協議会の会議の公開に関する要項」に基づいて、公開で会議を進めていくことが確認された。

2) 宇治市の取組状況について

- ・事務局より、資料2「宇治市報告資料」に基づき、説明が行われた。

【意見交換・質疑応答の概要】

- 施設入所となった件数について、宇治市の判断で一時保護となったケースのみなのか。他のケースもあるのか。また、宇治市が施設入所の手続きを行ったのか、児童相談所からあがってくるケースと重複しているのか。
 - 施設入所について、一時保護の件数は含まれていない。なお、一時保護は2か月以内となっており、その後自宅に帰せない状況にある児童について施設入所となる場合がある。また、一時保護は児童相談所が決定する。
- 本資料に宇治市の一時保護の件数がわかるデータは含まれていないという認識でいいか
 - その認識で問題ない。
- 子育て世帯訪問支援事業について、家庭支援に入るのはどのようなケースやサポートがあり、改善があるのか。また訪問支援員とは、どのような経験や資格を持っている人なのか。
 - ヤングケアラーで家事に追われて余裕がない家庭や保護者が体調不良で家が乱雑となっているような所に家事支援・育児支援を行っている。また、本事業の利用は週1、2回程度であり、支援を行う中で利用者に合ったサービス等を模索し、そこに繋げて改善を図っていく。支援員については、ヘルパーの資格のみならず介護福祉士の資格も必須としており、福祉の経験豊富な者に支援を依頼している。
- 宇治市の児童虐待相談対応の状況について、こどもの数は年々減少傾向にあるにも関わらず、相談対応件数は前年度と比べて83件も増加しているが、支援は足りているのか。どのような対策を取っていくのか。
 - 件数の増加には様々な要因があるが、今までは虐待と認知されずに通告まで至らなかった事が通告されるようになったこともその中の1つにあると考えている。宇治市では体制強化を目的に今年度からこども家庭センターを組織しており、センターを中心に妊娠期から子育ての状況等を把握して、虐待の早期発見及び対応と虐待を未然に防いでいけるようこれまで以上に取り組んでいく。

3) 京都府の取組状況について

- ・京都府宇治児童相談所より、資料3「京都府資料」に基づき、説明が行われた。

【意見交換・質疑応答の概要】

- 宇治児童相談所における児童虐待受理件数について、経路別受理状況は警察から765件と最も多いが、通告の時間帯は夜が多いのか。また、受理件数は増えている状況だが、48時間の安全確認は対応できているか。
 - 通告については、基本的に平日の日中に書面で通告をいただくが、夜間に事象が発生するケースもある。また、緊急性が高い事案には24時間対応できる体制を工夫してとっている。48時間については、職員それぞれのワークライフバランスを考慮し当番制で緊急事案等も含め対応し、必ず全件安全確認するよう動いている。

→こどもは平日の日中に教育機関等に通っているので警察への問い合わせはそれほどなく、夕方や夜、休日といった家族という場面でトラブルが生じて警察が対応することが多い印象がある。また警察で過去歴がなく背景が分からないケースもあるため、夜間であっても関係機関に情報提供していただいた上で、危険性を判断し緊急的な場合は一時保護をお願いする。警察で対応できる場合は、電話でも通告はするが、平日に書面を作成して通告という形を取っている。

○本資料とは別件だが、こどもの権利条約について複数の高校教材に載っている事を知り、現代の若者がそういった事について習うのに並行して周りの大人も同様に学んでいく必要があると感じた。宇治市等が開かれているかは不明だが、積極的に開催していただきたい。

→本市でも権利について様々な研修やセミナーを開催しており、活動を続けていく上で本意見を参考にさせていただく。

7 閉会